

表3 所得段階別保険料

課税状況		所得段階	年額保険料	
世帯員 市民税	本人の市民税及び 前年中の所得等			
生活保護受給者				
非課税世帯※1	老齢福祉年金受給者	第1段階	2万6500円	
		第2段階	2万9500円	
	課税対象となる 公的年金収入 額と合計所得 金額の合計	80万円以下	特例第3段階	3万6900円
		80万円超120 万円以下	第3段階	4万4200円
課税世帯※2	本人課税 合計所得金額 ※3	80万円以下	特例第4段階	4万7200円
		80万円超	第4段階 (基準額)	5万9000円
		125万円未満	第5段階	6万4900円
		125万円以上 190万円未満	第6段階	7万3800円
		190万円以上 300万円未満	第7段階	8万2600円
		300万円以上 500万円未満	第8段階	9万4400円
		500万円以上	第9段階	11万8000円

※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人もいない世帯  
 ※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人以上いる世帯  
 ※3 合計所得金額…前年中の純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額（特別控除前）、山林所得等の合計

●**介護保険の財源について**  
 介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方の保険料のほか、40歳～64歳の方の保険料と公費で賄っています。  
 皆さんの保険料が介護保険制度を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

●**介護保険の減免**  
 次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合は、ご相談下さい。  
 ○災害により住宅等に著しい損害を受けた  
 ○世帯の生計を主として維持する者の失業等により、収入が著しく減少した  
 ○生活が著しく困窮している等（介護保険料の所得段階が第1～3段階で、収入が生活保護基準以下等、要件をすべて満たしていることが必要）  
 ●**納入通知書は保管を**  
 介護保険料の納入通知書（決定通知書）は、シルバーパスを購入する際の所得確認書類として使用することができます。再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

## 介護保険料

☎介護保険課保険料係  
 ☎724・4364  
 FAX050・3101・6664

2014年度の納入通知書（決定通知書）は7月1日に発送します。  
 今回お送りする納入通知書（決定通知書）の保険料額は、6月6日までの住民票等の届出内容及び市で把握した前年所得等を基に算定されています。6月7日以降の情報により保険料額が変更になる場合は、8月以降に改めて通知します。

●**介護保険料について**  
 2014年度の市民税の課税状況等に依り、9段階11区分に設定されています（表3）。年度途中で65歳になられた方は、65歳の誕生日の前日が属する月から、月割りで計算されます。介護保険課からお送りする通知書に基づいて納付して下さい。

●**40歳から64歳の方**  
 介護保険料は、加入している医療保険の保険料（料）に合算して納めていただいています。

●**65歳以上の方**  
 2014年度の市民税の課税状況等に依り、9段階11区分に設定されています（表3）。年度途中で65歳になられた方は、65歳の誕生日の前日が属する月から、月割りで計算されます。介護保険課からお送りする通知書に基づいて納付して下さい。

●**介護保険料の減免**  
 次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合は、ご相談下さい。  
 ○災害により住宅等に著しい損害を受けた  
 ○世帯の生計を主として維持する者の失業等により、収入が著しく減少した  
 ○生活が著しく困窮している等（介護保険料の所得段階が第1～3段階で、収入が生活保護基準以下等、要件をすべて満たしていることが必要）  
 ●**納入通知書は保管を**  
 介護保険料の納入通知書（決定通知書）は、シルバーパスを購入する際の所得確認書類として使用することができます。再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

## 後期高齢者医療保険料

☎保険年金課高齢者医療係  
 ☎724・2144  
 FAX050・3101・5154

2014年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、7月11日発送予定です。  
 今回、前年所得等が把握できなかった方については、均等割額のみで通知されます。所得等が把握できた場合には、8月以降に改めて通知します。

●**後期高齢者医療保険について**  
 対象となる方（被保険者）は、①75歳以上の方②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方）です。  
 ※後期高齢者医療制度に加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。  
 ※被保険者証は1人に1枚交付されます。保険料も個人ごとに納めていただきます。

●**保険料の算出方法**  
 2014年度及び2015年度の後期高齢者医療保険料率が、東京都後期高齢者医療広域連合により改定されました（図1）。

改定の要因は、医療費の増加が見込まれていることなどです。  
 保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が57万円です。  
 均等割額は、被保険者1人当たり4万2200円、所得割額は賦課のもととなる所得金額×8.98%と定められています（図1）。

●**均等割額の軽減**  
 世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます（表4）。

●**所得割額の軽減**  
 厚生年金の一般的な収入211万円（賦課のもととなる所得金額）以下の方は、均等割額は9割軽減された額となります。

●**保険料の減免**  
 災害、失業、世帯主の死亡

介護保険料は、町田市介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直しを行います。来年度（2015年度）は、保険料が見直される予定です。詳細については、来年度の本紙等でお知らせします。

図1 年間保険料の算出方法

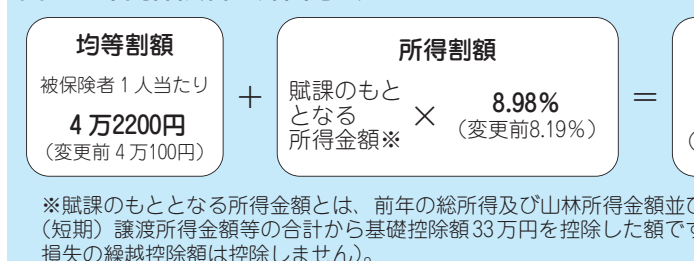


表4 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+（24.5万円×被保険者数）以下	5割
33万円+（45万円×被保険者数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判定します。

表5 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	100%
20万円以下	75%
58万円以下	50%

年金請求の手続き・相談

対象者	申請先
老齢基礎年金 国民年金第1号被保険者期間のみで受給権のある方	保険年金課 国民年金係
国民年金第3号被保険者期間、または厚生年金等に加入していた期間があり、受給権のある方	八王子年金事務所・町田年金相談センター
障害基礎年金 国民年金第1号加入中、または20歳前に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障がいの状態にある方	保険年金課 国民年金係
国民年金第3号加入中に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障がいの状態にある方	八王子年金事務所・町田年金相談センター
遺族基礎年金 国民年金加入中、または老齢基礎年金受給権のある方、もしくは老齢基礎年金受給中の方がなくなった場合、子のある配偶者か子（子が18歳未満）	保険年金課 国民年金係
寡婦年金 第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が何の年金も受けなくなった場合、婚姻期間が10年以上ある妻	保険年金課 国民年金係
死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けなくなった場合、その方と生活を共にしていた遺族	保険年金課 国民年金係

※各年金の受給要件等について、詳細は申請先にお問い合わせ下さい。  
 ※年金を受給するためには、対象者からの請求が必要です。

●**保険料のお支払い方法**  
 2014年度の保険料額は定額で、1か月1万5250円です。納付書を使って、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアでお支払い下さい。市役所・市民センターや、年金事務所ではお支払いできません。納付書を紛失した場合は、年金事務所まで再発行ができます。  
 保険料のお支払いは口座振替やクレジットカードもご利用いただけます。口座振替で前納の場合は、下表のとおり割引があります。口座振替をご希望の場合は、銀行・郵便局等の金融機関または年金事務所までお問い合わせ下さい。

国民年金保険料(2014年度)

納付方法	保険料	割引金額
納付書各月払/口座振替各月払/クレジットカード各月払	1万5250円	-
口座振替各月早割払	1万5200円	50円
納付書半年前納払/クレジットカード半年前納払	9万760円	740円
口座振替半年前納払	9万460円	1,040円

## 国民年金

☎保険年金課国民年金係  
 ☎724・2127  
 FAX050・3101・6078

●**お支払いが困難な場合は**  
 保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細は保険年金課国民年金係へお問い合わせ下さい。

●**希望の場合**  
 希望の場合は、年金事務所でも手続きをして下さい。お支払いに関する詳細は、八王子年金事務所（☎042・626・3511）へお問い合わせ下さい。

や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合は、保険料の徴収を猶予したり、減免したりする制度がありますので、ご相談下さい。

務所で手続きをして下さい。  
 クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所でも手続きをして下さい。お支払いに関する詳細は、八王子年金事務所（☎042・626・3511）へお問い合わせ下さい。